

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	間庭 大祐（まにわ だいすけ）
○学位の種類	博士（社会学）
○授与番号	甲 第1050号
○授与年月日	2015年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	ハンナ・アレントの創設論における「始まり」の恣意性と その暴力性についての批判的検討
○審査委員	（主査）佐藤 春吉（立命館大学産業社会学部教授） 日暮 雅夫（立命館大学産業社会学部教授） 宝月 誠（京都大学名誉教授）

<論文の内容の要旨>

本論文は、政治哲学者ハンナ・アレントの革命における自由の創設行為を「始まり」という独自の概念のうちにとらえる彼女の思想内容に即して、自由の空間の創設とそこに潜在する暴力という問題連関に焦点化して詳細に分析し検討したものである。過去のほとんどの革命には暴力がともなっていた。また革命にとって暴力は必要悪である、旧体制を倒し、新体制を樹立するうえで革命的暴力は避けることができないとする伝統的な革命観が人々の観念を支配してきた。アレントは、こうした革命観を根本から覆そうとして、革命を自由の空間の創設行為としてとらえ、革命という偉大な行為を暴力から引き離そうと思索した。しかし、そのアレント自身が、革命の「始まり」に潜む暴力と恣意性の問題を無視できなかった。本論文は、ハンナ・アレントの自由の創始としての始まりと始まりの恣意性にとともなう暴力を呼び込む危険性についての矛盾を含み錯綜するその思索の内容に分け入って検討している。アレントの革命論には根本的矛盾と思われる章句に満ちている。本論文は、アレントが始まりとしての革命と暴力という錯綜した問題と格闘した姿を彼女の思想に内在しつつ批判的に検討したものである。

<本論文の構成>

本論文の論述の構成は概略以下のようになる。

序論において、西欧政治思想の伝統の中で、権力概念をはじめとして政治と暴力の問題が大きな位置を占めてきたこと、なかでも革命と暴力の連関把握が重要な問題となっていることに触れつつ、アレントが直面した問題を析出している。また、本論の論述の概要について簡潔に記述しその意義について論じたあと、本研究の背景をなす先行するア

レント研究について論じている。第1章では、アレントが直面した革命と暴力の問題の概略を示したうえで、アレントが革命に暴力を呼び込むことで失敗したとみなすフランス革命について、彼女がどのようにその要因を分析しているのか、詳細に検討し、社会問題を政治的に解決しようとしたことに原因があると主張したとみなされている一般的な解釈が一面的であり、アレントの思索は他の諸要因との関連を含めて重層的複合的な組み立てになっていることを解き明かしている。第2章では、アレントが暴力を回避できた成功した革命とみなすアメリカ革命についてのアレントの思索内容を検討している。そこでは、アレントがアメリカ革命に見いだした利点と同時にアレントが気づきつつも真正面から触れなかったアメリカ革命においても免れなかった暴力の問題について論じている。第3章は、アメリカ革命に伴う根源的な暴力の問題について考えるために、論文「市民的不服従」を分析している。アレントは市民的不服従の問題にアメリカ革命において未解決になっていた問題を認め、公的自由の創設から排除された人々の問題に向き合った。アレントの市民的不服従論に、革命の可謬性と修正可能性を認め、政治と暴力についての新しい思索の可能性を探り、アレントの政治思想から今日の我々が学ぶものについて言及して結びとしている。具体的な目次構成は以下の通りである。

序章

本研究の目的・到達点・意義

本研究の背景

注

第1章. 自由の創設と革命的暴力——「始まり」の暴力への眼差し

- 1-1. 革命的伝統と「始まり」——アレントの製作的革命観批判
- 1-2. 「始まり」の恣意性と製作的革命観
- 1-3. アレントの政治概念とフランス革命——自由の創設と「社会問題」
- 1-4. アレントのフランス革命批判——同情のテロルをめぐって
 - 1-4-1. フランス革命における創設——政治的秩序の源泉問題
 - 1-4-2. 自由の創設から「社会問題」の解決への方向転換
 - 1-4-3. 同情のテロル批判、および根源善暴力批判

注

第2章. 創設の物語と自由の掣肘

- 2-1. アメリカ革命における権力の構成と同意
- 2-2. 「始まり」の恣意性の克服
 - 2-2-1. 革命的自由、その恣意性
 - 2-2-2. 革命における「始まり」、あるいは絶対者の不在
- 2-3. 自由と創設行為との間の循環的なパラドクス
 - 2-3-1. 『革命について』における絶対的な「始まり」の強調
 - 2-3-2. 創設の制度化と革命精神の逆説、その暴力性

2-3-3. 革命論から市民的不服従論へ

注

第3章. 抵抗の政治、政治への抵抗——公的領域の可謬性と抵抗としての活動

3-1. アレントにおける市民的不服従の理論的規定

3-2. 市民的不服従論とアメリカ革命論との間の内在的な連関

3-3. 市民的不服従の正当性を何に求めるか——ハーバーマスの市民的不服従論を参照点として

3-4. 市民的不服従と「暗黙の同意」概念

注

結語にかえて

注

引用・参考文献

<本論文の概要>

序章：序章第1節「本研究の目的、到達点、意義」では、最初に本論文の主題と目的が示され、次に本論文の各章の主張内容の概略が要約され、ついで、その意義について簡潔に語られている。第2節では、これまでのアレント研究の歴史的な展開が主にアレントのどのような側面に注目されてきたかに即して概観し、本論文で扱われている主題が近年の研究史のなかで焦点化される経緯に言及するという構成をとっている。ここでは、序章第1節の特に本論文の主題提示について紹介する（各章の概略は後述の各省の内容紹介と重なるので省略する）。

アレントの政治概念は今日通常理解されている支配や統治の概念とは大きく異なっている。アレントにあって政治は、言論と活動としてとらえられ、それは自由そのものである。また、伝統的な権力概念は、支配や統治の手段としての強制力の意味であり、基本的に暴力と同義である。これに対してアレントの権力概念は、人々が水平的な関係で活動し語り合う言論によって構成されるものであり、統治や暴力とは相容れないものである。アレントは、暴力を排除した人々の関係のなかに自由をそして自由と同義である政治の真の意味を再生させようとしているのである。アレントにあっては、政治や権力は何かの目的のための手段ではなく、それ自体が自由の実現形態なのである。アレントは明らかに政治と暴力との密接な結びつきを解き離すことで、暴力のない本来の政治を実現させることを希求していたと言える。アレントにとって、革命は自由の空間の創設であり、時間の裂け目から新しいものを生み出す「始まり」としてとらえられている。アレントでは、「始まり」は自由と同義でさえある重要な概念である。しかし、「始まり」は過去にも未来にも拘束されない自由の創出であるが、それには特有の恣意性と危機がともなう。政治的な始まりには暴力が結びつく危険性があるのである。アレント自身、「暴力は始まりであった、暴力を犯さないで始まりはあり得なかった」という言い伝えについて記しており、始まりと暴力の

密接な関係について認めている。一方「はじめに言葉ありき」というヨハネの言葉についても記している。これらの一見矛盾したアレントの政治や革命と暴力の関係についての論述においてアレントの真実の理解はどのようなものであったか、この問題を解き明かすことが本論文の主題である。アレントの『革命論』は、自由の創設そのものにまわりつく暴力の危険が存在するだけでなく、この創設から排除される人々の問題も存在する。革命の自由には根源的な矛盾が内包されている。アレントはこうした問題と格闘し、真の政治と自由を救い出そうとしている。しかし、矛盾をはらむ彼女の論述の真の姿はまだ十分解き明かされていない。本論文はそうした問題の解明に貢献することを目的としているのである。

序論では、概略以上のような主題提示がなされている。なお、第2節「本研究の背景」では、これまでのアレント研究史の概略を記し、本論文の主題に関連する近年の研究について触れている。ここでは、著者の先行研究への目配りの確かさと視野の広さが示されているが、本報告では煩雑を避けてこれを省略する。

第1章：本章ではまず、再度序章でも論じられた本論文の主題、アレントの革命と暴力をめぐる矛盾した論述の真の意味の解明の必要性が指摘されている。そのうえで、本章では、主としてアレントの『革命論』におけるフランス革命批判の諸論点に分け入って、フランス革命が呼び込んだ特異な暴力とそうした暴力を呼び込んだ諸要因をアレントがどのようにとらえているのかについて詳細に検討している。アレントがフランス革命の失敗の原因を分析したのは、西欧政治思想に流れ込んでいるあやまった革命思想やそれによってなされた実践を批判し、革命の暴力に抗い暴力を回避しつつ自由の空間を創設するあらたな政治体制を設立する可能性をさぐったのである。この点からして、暴力は不可避ではないというのがアレントの基本的な立場であることは明らかである。その分析の結論を要約すれば、①制作的革命観の問題点；政治をプラトンの目的一手段の観点でとらえる伝統的な政治観＝制作的な政治観が革命に受け継がれたことは重大な問題を生起させることになった。制作的政治（革命）観は、フランス革命のみならずロシア革命でも見られた。制作は、道具を使って材料を加工する。制作の論理には対象への暴力が内包されている。政治がこのような制作のカテゴリーでとらえられると、目的の正しさが手段を正当化し、革命過程への一者による統制の論理が正当化され、人々を強制することが、場合によっては人々の命を奪うことも正当化される。革命の恣意性と不確実性に直面しこれを統御しようとするほど、制作的な工作人の論理が動き出すことになった。ロベスピエールやマキャベリの思想にその論理は現れている。②アレントは、制作の論理だけを問題にしたのではない。アレントは、フランス革命が、社会問題の解決という、アレントにとっては政治的な課題になりえない課題を革命の目標に引き込んだことをもう一つの失敗の原因に挙げている。社会問題を政治から切り離す議論として批判されることも多いこの論理は、アレントにあっては、より複雑な諸要因の絡まり合いのなかで考えられているものであり、社会問題だけが暴力の原因になったと一面的にとらえられていたわけではない。著者は、社会問

題よりもむしろ社会問題を「同情のテロル」に結びつけるにいたった論理あるいは心理の問題がより重要であると述べている。同情のテロルが生じるメカニズムはどのようにとらえられえられるのか、要約すると以下のようなになる。フランス革命では、法と権力が区別されず同一の源泉から生まれると無批判に想定されていた。これは、憲法制定権力と憲法によって制定された権力との間の悪循環をもたらした。これが、フランス革命失敗の構造的要因である。アレントにとっては、権力（憲法制定）は人々の水平的な関係から生まれるものである。フランス革命ではこの水準が確保されないまま、制定された権力（執行権力）がその権威を本来の源泉ではないところから調達することになったと解される。それが実体なき抽象的観念のもとにとらえられた「人民」であった。しかも、抽象的な「人民の意思」が権力の正当性の根拠とされ、最高支配者の地位につけられた。人民の意思は、政治指導者の同情と憐れみによって代表されることになった。人民への同情は自分の意思を人民の意思に合致させるという政治指導者の「徳」の高さと解された。実体のない人民への同情と人民の意思に従う徳を競い合う政治は、規準を見失い際限のないものとなる。意思や憐れみのような内面のものでは確かめようがなく、単なる外観へと変質し、本物かどうか分からないなかで偽善の告発が始まる。こうして政治的パターンリズムと徳のテロルが発生する。人民への同情が聖化されるなかで、公的な言論は確かな根拠を失い死滅する。アレントにとって権力は人々の集まりと言論と同意、水平的な契約に根ざしている。しかし、同意が抽象的な人民の意思に置き換えられるなかで言論と同意の原則は死滅する。ここで、社会問題が政治の課題に引き入れられたことが関連してくる。社会問題の解決は人民への同情の論理と結びつく。ここここでは、活動と言論の自由の空間を創出するという革命の目的が見失われ、真の政治が消滅する。社会問題の解決が抽象的な人民への同情の論理を呼び込んだ背景には、自由と解放の混同というもう一つの問題点も指摘されている。貧困や圧政からの解放は自由の必要条件ではあれ、十分条件ではないのである。以上、本章では、かなり錯綜した以上のような諸問題の絡まり合いがアレントの叙述に即して丁寧かつ詳細に分析記述され、アレントのフランス革命批判の複合的な論点が体系的に示されている。

第2章：本章前半は、アレントが暴力を招き寄せることなく新しい政治体の創設に成功した革命として高く評価しているアメリカ革命について、その成功の諸要因についてのアレントの考えについて確認し、その内容を批判的に検討している。後半は、アメリカ革命においても払拭されなかった創設の制度化の内部に潜む暴力の問題の所在について検討している。

では、アメリカ革命が暴力を回避できた要因についてのアレントの議論はどのようなものであろうか。本章では、①アメリカ革命は、フランス革命と異なって、制作的革命観によることなく、「相互契約と共同の審議」という原理に基づいていた。これは、植民地時代からの結社と自治組織（タウンミーティング）での共同の審議の伝統が存在し、憲法制定権力の基盤となった。②深刻な貧困問題や社会問題が存在せず、社会問題が革命の課題にする必要が生じなかった。アメリカ革命は政治体の創設という革命の本来の政治的な目標

を見失うことがなかった。③「始まりと原理の同時性・同一性」によって始まりの恣意性を克服できた。つまり、アメリカ革命では、革命の創設行為に権威を与える原理を、外部の絶対者に頼ることなく創設行為そのものの偉大さに求めた。これは古代ローマの創設伝説になったものであった。この論点は、結局①の論点に結びつく。創設行為そのものとは、相互の約束と共同の審議による憲法制定のことである。こうしたことがアメリカでは、リアルな実体をともなっていて感じ取られたのである。アメリカ革命の歴史的な実態がアレントの記述する通りであったかどうかについては、いくつか疑問な点があるとしつつも、アレントの政治観、革命観という点では、なにが重視されているのか以上の論点から確認することができる。

さて、以上の確認をしたうえで、本章の後半では、革命と暴力の関係にかんしてアレントのアメリカ革命論では十分に触れられていない政治体制の制度化そのものに伴う暴力の問題の存在について論じている。自由は公的空間を創設する自由でもあるが、創設され制度化された空間のなかでの活動や言論の自由でもある。この二種類の自由は区別される。自由が制度化された後は、その制度化の結果として新しい始まりの自由、恣意性は抑圧されざるを得ない。アレントは安定した公的空間が自由の条件であるとも語っている。これは、安定を揺るがず恣意性を含む始まりの自由とは対立する（筆者は自由の創設が自由を抑圧する事態を「自由を掣肘する」こととして表現している）。さらに、アメリカの場合は特に顕著かつ深刻な問題であったが、憲法が人々の共同の審議と同意のもとに制定された時に、その同意から排除される人々が存在するという問題が指摘される。アメリカ合衆国の建国の背景には、先住民の排除や虐殺、黒人奴隷の存在があり、彼らの形式的な「解放」後も、差別と排除が続けられた矛盾した現実が存在している。アレントはその問題を自覚はしていたにせよ、その革命論では理論的な問題として取り上げていない。アレントの政治思想においてこの問題は避けて通ることのできない根本的な矛盾である。本章は、こうした問題を指摘している先行研究についても紹介しながら問題の所在について明らかにして次章の検討課題としている。

なお、本章では、アレントの始まりの概念が過去の一切と断絶して生まれる絶対的な始まりを強調した初期の議論から、何らかの過去との連続を想定していることをうかがわせるその後のアレントの論述について跡づけるやや詳しい論述が挟まれている。アレントの概念に変化と揺れが存在することを指摘し、始まりの絶対性や純粋性と始まりの恣意性との関連に注目している。この論述では、絶対的な始まりの恣意性を前に、この概念を純化することの困難さをアレント自身が感じ取り、反省的な思索を継続していたことが示唆されている。

第3章：本章では、前章で指摘されたアレントのアメリカ革命論の問題点、特に先住民や黒人に対する創設からの排除の問題について本格的な検討を行っている。本章では『革命論』ではなく、1970年に書かれた論文「市民的不服従」が重点的に取り上げられている。アレントの市民的不服従論を検討する意義は、60年代の後半から高揚した市民的不服従運

動についてアレントがこれをアメリカ革命の不完全さの修正をせまるものと考え、この運動を政治的な始まりの一形態と見なしていたことが指摘されている。アレントの市民的不服従については、共和主義的な参加民主主義やラジカルデモクラシーの文脈で論じられることが多かったが、本論文では、アレントが自らのアメリカ革命論で取り組まれなかった課題に正面から向き合おうとしたものとしてその主張内容を詳細に検討したものである。それによれば、アレントは、市民的不服従、特に黒人の公民権運動に対して黒人や先住民が創設の合意に含まれていなかったことを認めたとうえで、彼らの抵抗のアメリカ革命の政治体の創設にさかのぼる重大な意味をもつものを見なしている。市民的不服従は、かの合意から排除されていた者たちからの根本的問題提起を含んだ抗議なのである。本章では、ロールズやハーバーマスの市民的不服従論との関係やソローの市民的不服従運動との違いについてのアレントの議論について、検討しながら、アレント独自の意味づけの特徴点について論じている。アレントは、市民的不服従は、「連帯した者たちの合意に基づいた協同的な活動」である点で、ソローなどの良心的不服従の行動と明確に異なると考えている。この点を踏まえた上で、本章では、アレントの市民的不服従論の理論的な特徴を浮き彫りにするために、ハーバーマスの市民的不服従論との比較検討を行っている。ハーバーマスの市民的不服従論は、形態の点では法に違反しているとしても、法治国家の正当性を支える基本的人権などの普遍的価値の実現を目指す運動であるとされ、近代の未完のプロジェクトに参与する積極的な意味をもつものと考えられている。しかし、アレントは、彼女の無国籍・故郷喪失体験もあり、人権概念の限界に敏感であり、それへの安易な依存に極めて警戒的である。そこで、アレントが依拠する市民的不服従の抵抗の根拠は、人間としてこの世界に誕生した時に本源的にあったと想定される「暗黙の同意」というより根源的な実存的な原理である。これは、理解が難しい概念であるが、現実の合意から排除された人々も出生の人間の根源的な次元で生まれてくる世界に迎えられそこで生きることが保証される、したがって発言し異論を唱える本源的権利を有している、という意味に解釈できる。このような意味を込めて、アレントはあえて「暗黙の合意」を抵抗の根拠として打ち出していると理解される。アレントは、このような特異な「暗黙の同意」の概念によって、市民的不服従をアメリカ革命の欠落を修復する過程の中に位置づけ直しているのである。ハーバーマスは、市民的不服従が普遍的価値の実現を目指す未完のプロジェクトにおいて、可謬的な制度を修正する学習過程として位置づけている。これに対して、アレントの市民的不服従論も、革命によって構成された権力や制度の可謬性と修復の過程と見なしうると筆者は強調している。その意味では市民的不服従も、ある種の「始まり」としてとらえ返すことができるのである。

結語に変えて：本章では、これまでの議論を要約的に振り返った上で、アレントの「始まり」を絶対性と純粋性の相とらえようとするものの欠陥について指摘している。アレントの思索の経過から、絶対的な「始まり」ではない可謬的「始まり」の概念が可能となることを導き出すことが可能ではないか。ここから、暴力を伴わない新たな政治実践や政

治空間の創出という新たなより日常的な政治の可能性が見いだされるのではないかという筆者の示唆が示されている。筆者は、アレントの革命論についての思索から、世界の形成という政治的展望と、市民的不服従に見られる世界への抵抗という政治的展望という二つの政治の可能性について学び取ることができると述べ、ここに、アレント思想と現代デモクラシーとの接合の方向性が見いだせると筆者は述べている。最後に、アレントが全体主義をイデオロギーとテロルの結合に見いだした点と関連づけて、筆者は、現在の日本におけるヘイトスピーチの背景についてアレント的な思索をもとにした解釈を示している。それは、アレントがみていた、見捨てられ孤立して世界を喪失した無世界的となった大量の人々が生み出され、それらの人々が確かなよりどころを求めて抽象的で非現実的な単純な「敵・味方」の論理による簡便な世界の説明（イデオロギー）にすがりつき、それを固定化し拡散しはじめ、暴力を用いてでも現実の方を自らのイデオロギー的妄想に合わせて変えてしまおうと動く動きである。今日の日本のヘイト・スピーチの動きは、このアレントの洞察によって解き明かされるのではないかと筆者は主張している。こうしたときに、アレントは人間存在の複数性の承認と自己観念への逃避を拒否することを、一人一人のかけがえのなさへの想像力の大切さを教えている。アレントの思想は、世界喪失、無世界状況からくる危険な状況に警告を発し、リアルな現実世界を他者と共有することの重要性を教えてくれる。概略以上のような現代人へのメッセージで本論は閉じられている。

<論文審査の結果の要旨>

<本論文についての評価>

本論の評価すべき点は、以下の諸点にまとめられる。

- ① アレント思想を「始まり」と「自由の空間の創設」としての革命に焦点を当て、始まりの恣意性と暴力の可能性という問題について、その複雑な思索を丁寧に検討し多面的な角度から解明し、その意義と問題点について体系的に整理して論じており、アレント研究としても貴重な成果として評価できる。
- ② 特に、フランス革命が歯止めのない暴力へと転換したいくつかの原因について解明しており、政治的な実践において現在でも無自覚のまま生じさせかねない諸問題について気づかせる分析になっており、学びとることが多く、教訓的である。
- ③ アレントのアメリカ革命論の限界と矛盾について指摘する研究は多いが、市民的不服従と関連させて、アレント思想のその問題への再検討の思索過程を明らかにし、現在の政治状況のなかに、その知見を生かす方向性を示している点でも、示唆に富む研究となっている。
- ④ 論述は明晰で、文章には力強さと緊張感があり、問題への関心を引きつける叙述となっている点でも好論文として評価できる。
- ⑤ 本研究は、基本的には、思想的理論的な文献解読を主とした研究であり、アレントの思

想を歴史的現実と対比させて検証するという志向性を持ったものでないが、現代の政治状況を常に念頭に置いて、その思想の意味について反省的に思考していることがうかがわれる。さらに研究を進め、より現実的な問題と接合するようにするならば、いっそう興味深い研究に発展する可能性を感じさせる。

以上のように、本論文は優れた成果を挙げていると評価できるが、しかしまた、以下のようないくつかの問題点も指摘できる。

- ① 本論文では、始まりと革命、暴力といった関心に焦点が集まっていて、その限りでは明確な論述がなされているが、これらの問題に関連するアレントの独特の思想や概念については既知のものと前提されており、詳しい説明がなく、関連概念やアレント思想についてかなりの予備意識がないとわかりにくいものとなっていることは否めない。こうした点にも配慮し関連する諸概念や思想の関連について体系的な説明を行う中で本論の主題が位置づけられるとよりよい論文になったと思われる。
- ② 本論は、筆者の設定した問題に深入りしていく論述スタイルを取っている。もちろんこうした論述には力強さや緊張感が生まれる点で利点もあるが、同様の問題についての他の研究者がどのような議論を展開しているのか、おおざっぱな外観以外に、個々の論点ごとに対質的な議論がなされていないために、先行研究との関係や他の思想家の同様の問題を扱った議論との対比で、論述を進める方式をとっていない。この点で、筆者のアレント論の位置取りがややクリアに見えにくくなった面がある。もちろん、折に触れて多くの先行研究に言及がなされており、先行研究を十分踏まえていることは論述からも明らかだが、叙述のスタイルで、工夫が必要だったのではないかと思われる。
- ③ アレント思想を現代の政治状況の中に生かしていくという点では、高い意気込みが感じられるが、「自由の制度化」などの思想的な概念が具体的・社会的な制度場面では論じられていないために、これらの議論がどのような制度においてどのような行為様式において実現可能となるのかなどが不明である。これは、筆者の問題というよりも、アレントの思想の性格もあると思われるが、現実的な社会制度との接合について、今後可能な限り検討を進めていくことが望まれる。

以上、いくつかの問題点について指摘した。これらの問題点を克服し、さらに今後の研究を発展させていくことを要望したい。しかし、これらの問題点は、本論文の優れた成果を覆すものではなく、学術的にみて十分かつ優れた成果を納めたものとして評価できるものである。筆者は、すでにアレント研究の学会等でも活躍しており、今後の研究のさらなる発展が期待される。

なお、公聴会では、アレント思想と現実との関係、アレントの「暗黙の合意」の意味、またこの概念がハーバーマスの主張する普遍的価値や人権思想と背馳するものなのか、またそれはどのような意味で優位性を持ちうるのかなどについて、また上記の問題点に関わる論点について活発な質疑応答を行った。アレント自身の思想の性格上答えにくい問題もあったが、いずれの質問にも、可能な限りで正確かつ適切な応答がなされた。

以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文について、口頭試問審査のための公聴会を2015年6月29日（月）18時から19時45分まで立命館大学産業社会学部大会議室で開催した。審査委員会は、公聴会の質疑応答も含めて、本論文が博士学位（甲号）を授与されるに十分な水準にあるとともに、本学位申請者が十分な専門知識と、豊かな学識を有すること、また、外国語文献の理解においても優れていることを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。